

緑化計画の手引



緑の東京募金にご協力ください

～あなたの募金で東京にもっと緑を！～

緑の東京募金とは

- 緑の東京募金は、東京に緑を植え、育てる募金です。
- 皆様からの募金は、緑の東京募金実行委員会を通じて、東京都の緑の東京募金基金に積立て、海の森の整備や街路樹の倍増、校庭の芝生化、花粉の少ない森づくりの緑あふれる東京を作り出す施策に使われます。

募金の使いみち

- ① 海の森づくり 東京湾に浮かぶ88haの「ごみの島」を、緑あふれる森に生まれ変わらせます。
- ② 街路樹の倍増 現在48万本ある、都内の街路樹を100万本に増やします。
- ③ 校庭芝生化 子どもたちが大いに遊び、学べる芝生の校庭を作ります。
- ④ 花粉の少ない森づくり 多摩の森を、花粉の少ない森に変えていきます。

募金の方法

- ① 「緑の東京募金」のパンフレットに添付されている振替用紙か、郵便局備え付けの青い振替用紙を使用し、下記の口座へご入金ください。
【口座番号】00180-3-687305
【口座名義人】緑の東京募金実行委員会
- ② 一口1000円で、何口でも募金いただけます。
- ③ ご希望の事業を上記の4つの事業の中から選んでください。
- ④ ホームページ上で募金された方のお名前をご紹介しますので、ご希望の方は振込用紙の通信欄に「氏名公表可」とご記入ください。
- ⑤ 税の優遇措置も受けられます。詳しくはホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

■お問い合わせ先

東京都環境局自然環境部計画課 募金担当
電話 03(5388)3595 FAX 03(5388)1379
ホームページ <http://www.midorinotokyo-bokin.jp/>

平成20年3月

環境資料第19063号

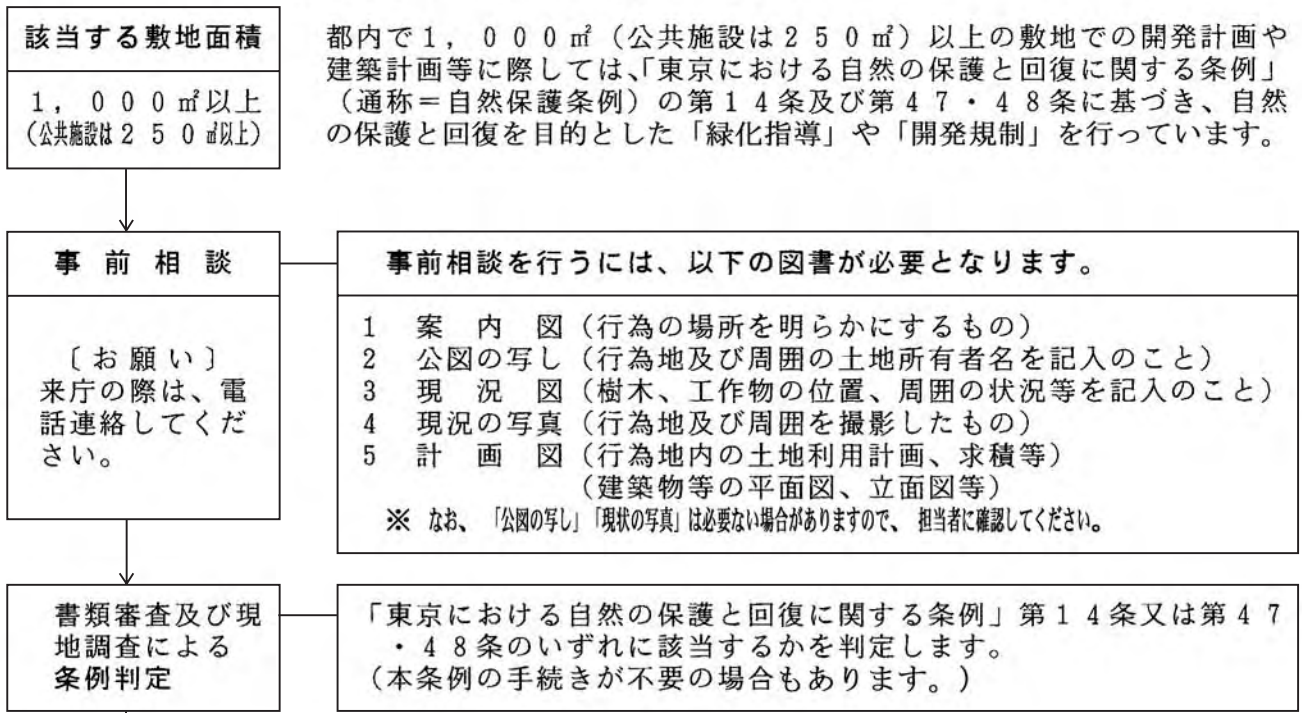
印刷物規格表第2類
印刷番号(19)125

発行 東京都環境局都市地球環境部環境配慮事業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-3455
印刷所 株式会社 膳栄社
電話 03-3294-6385

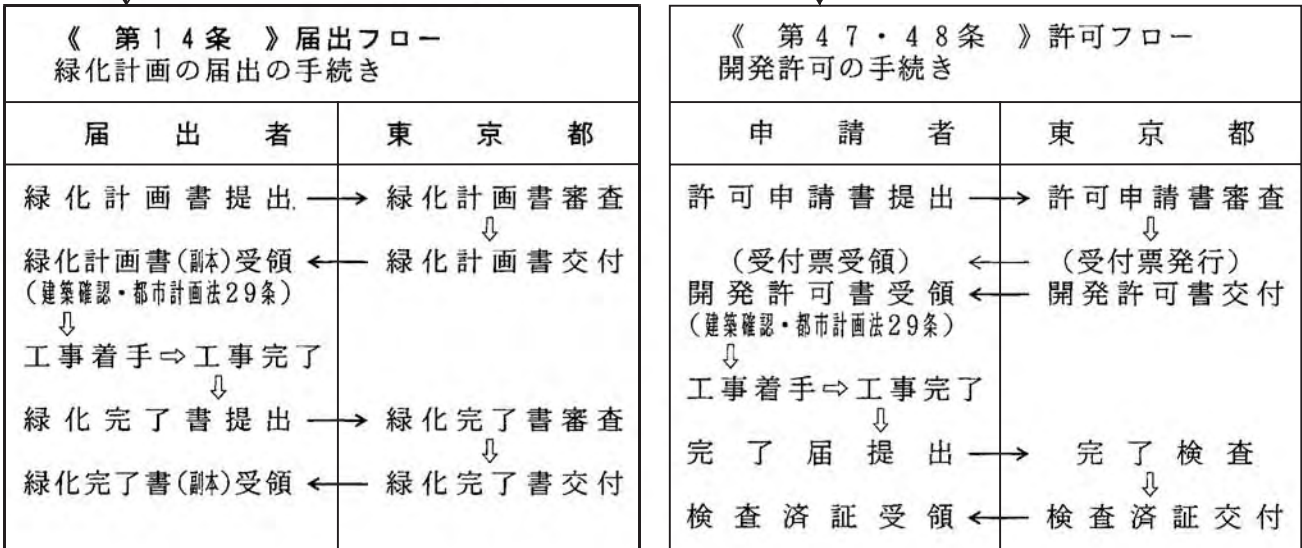
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

R70

届出、開発許可のフロー



この手引きに基づく手続き



対象施設の所在	提出先	所在地
区部・島しょ	東京都環境局 自然環境部 緑環境課 指導係	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二庁舎9階 ☎ 03-5321-1111(代) ☎ 03-5388-3455(直)
多摩地区 市町村	東京都多摩環境 事務所 自然環境課指導係	〒190-0022 立川市錦町4-6-3 東京都立川合同庁舎3階 ☎ 042-523-3171(代)(内)5534~5536 ☎ 042-525-4052(直)

目次

[緑化の目的]

1	施設等の緑化	1
2	用語について	1
3	対象となる施設等	4
4	事前相談及び緑化計画書・緑化完了書の提出	5
5	緑化の基準	9
6	緑化面積及び緑化する接道部の長さの算出	12
7	緑化計画上の留意点	18
8	植栽の手法例	19
9	記入例	33
10	様式	45

緑化の目的

緑化の推進は、自然の回復の基本であり、美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎのある快適なまちづくりに重要な役割を果たしています。また、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、雨水の貯留等に大きな役割を果たしています。このため、今ある緑を守り育て、失われた緑を少しでも多く回復していくことが必要です。

東京都では、道路に接する部分に緑を確保する「接道緑化」をはじめ、地上部の緑化に加えて、建築物の屋上や壁面、ベランダ等を緑化する「屋上等緑化」を推進しています。

1 施設等の緑化

施設等の緑化にあたっては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（通称「自然保護条例」といいます。）第3章「市街地等の緑化」の中で、第13条（施設等の緑化義務）、第14条（緑化計画書の届出、緑地の維持管理等）及び第15条（勧告）が定められています。

2 用語について

この手引きで使用する用語の意味は、次のとおりです。

（1）緑化

本手引きでいう緑化とは、植物等の植栽地又は育成のために必要な土壌基盤等（以下「植栽基盤」という。）を樹木、芝、草花等で覆うことをいいます。

ただし、地上部での緑化は、植栽基盤を樹木（10m²あたり高木1本、中木2本、低木3本以上）で覆うことをいいます。

（2）緑地

「地上部の緑地」と「建築物上の緑地」は以下のとおりです。

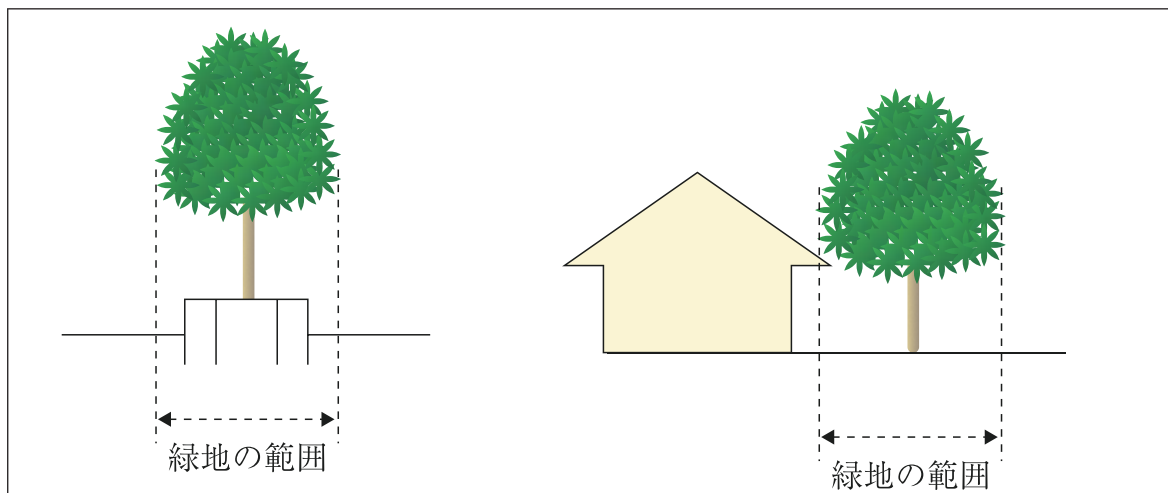
① 地上部の緑地

縁石等で区画され、樹木の枝、葉により覆われている土地（人工地盤を含む。以下同じ）をいいます。

また、樹木の枝、葉により覆われている池や花壇、樹木と地被植物等が一体となった土地を地上部の緑地といいます。

なお、コンクリート、アスファルト等の舗装又は工作物等が設置されている部分でも、樹木の樹冠（枝、葉）により覆われている部分は、緑地として取り扱うことができます。

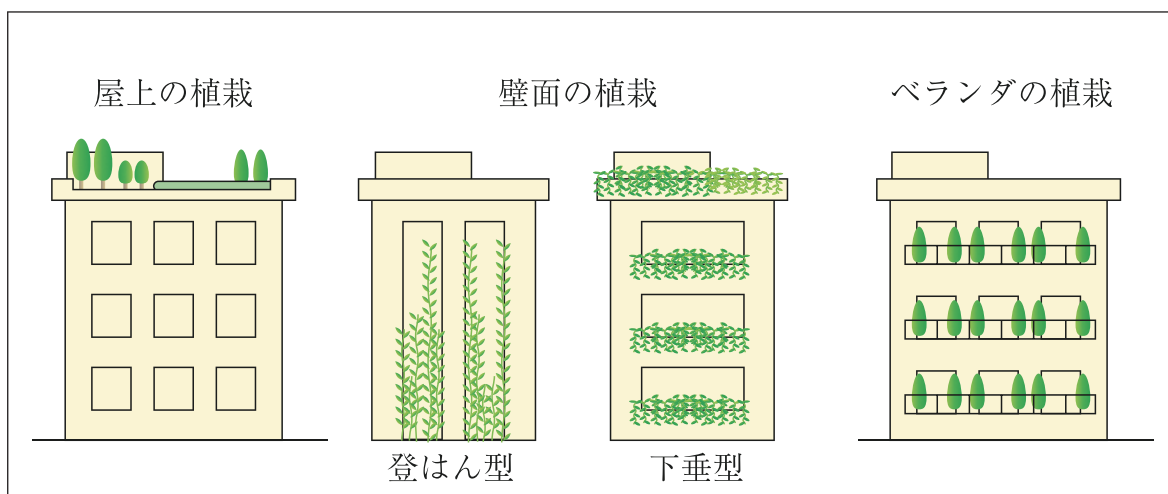
ただし、樹木がない地被植物のみの植栽地（窓先空地、運動広場の芝地など）は、「地上部の緑地」として見なしません。



② 建築物上の緑地

建築物上とは、屋上、壁面、ベランダ等の建築物の平面、立面の部分を行い、その部分に樹木のほか、芝、多年草等を植栽した植栽基盤を建築物上の緑地といます。

なお、建築物内（室内）の緑地は、「建築物上の緑地」として見なしません。



(3) 接道部、接道部の長さ

接道部とは、敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず通常、一般の通行の用に供される道、通路等）に接する部分をいいます。

接道部の長さとは、接道部の延長をいいます。

(4) 接道部緑化率

接道部の長さのうち、緑化されている接道部の長さ（壁面、ベランダを緑化した場合を含む。）の全体が占める割合（率）をいいます。

(5) 屋上、屋上の面積

屋上とは、建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分をいいます。

屋上の面積とは、上記の屋上（建築物の屋根部分）の面積をいい、そのうち、ソーラパネル、空調等のビルの管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積とします。

(6) 壁面、ベランダ等

壁面とは、建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をいいます。

ベランダ等とは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造をもち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいいます。

(7) 樹冠、樹冠投影面積

樹冠とは、樹木の枝葉の広がりをついいます。

樹冠投影面積とは、樹冠を地表に真上から投影した面積をついいます。

(8) 樹木

樹木とは、以下の「高木」、「中木」、「低木」をついいます。

① 高木

高木とは、通常の成木の高さが3 m以上の樹木をつい、植栽時に2 m以上であるものをいいます。

② 中木

中木とは、通常の成木の高さが2 m以上の樹木をつい、植栽時に1.2m以上であるものをいいます。

③ 低木

低木とは、高木、中木以外で植栽時に0.3m以上であるものをいいます。
なお、竹類は低木に含まれます。

(9) 地被植物、ツル植物

地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、アイビー、ササ類、シダ植物等をついいます。

ツル植物とは、ツタ類、カズラ類等の木性のツル植物をついいます。

(10) 建ぺい率

都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内の敷地については、建築基準法第53条の規定により定められるその敷地に係る建築面積の敷地面積に対する割合（緩和規定による割合を含む。）をつい、その他の区域の敷地については、特定行政庁が別途定める率（7/10～3/10）とします。

(11) 公共施設

公共施設とは、①国の機関、②地方公共団体（普通・特別）が設置する庁舎などの施設をついいます。

※「公団」「公社」「第三セクター」等の特殊法人及び国の機関・地方公共団体と民間との共同行為は含まれません。

(12) 駐車場

自動車、バイク、自転車等の駐車のために使用される場所をいい、車両置場等も含まれます。

(13) 作業場、資材置場

作業場とは、資材の加工や分別などの作業を行う場所をいいます。

資材置場とは、各種資材の置場として使用する場所をいいます。

※資材とは、生産品、加工品、原材料等をいいます。

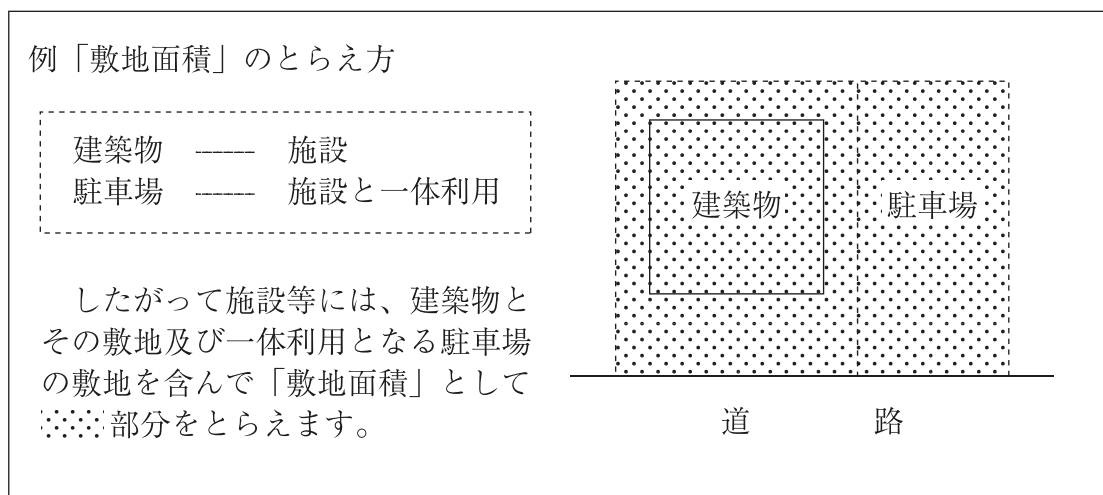
3 対象となる施設等

(1) 対象（届出が必要となる要件）となる施設等とは、敷地面積が1000m²（公共施設は250m²）以上で、以下の①～⑥のいずれかに該当する施設をいいます。

- ① 建築物を新築、改築又は増築すること。
- ② 駐車場、資材置場又は作業場を建設すること。
- ③ 墓地（又はこれらに類するもの）を建設すること。
- ④ 屋外競技施設又は屋外娯楽施設を建設すること。
- ⑤ 廃棄物等の処理施設を建設すること。
- ⑥ 前各①～⑤を除くその他の工作物等を建設すること。

(2) 敷地面積のとりえ方

対象となる敷地面積は、設置する施設の敷地及び設置する施設と機能的に一体利用となる敷地を「敷地面積」とします。（公道等で分断されていても同様です）



事業主が管理する公共的緑地や通路は「敷地面積」に含みます。

4 事前相談及び緑化計画書・緑化完了書の提出

(1) 事前相談

緑化計画書の作成にあたっては、作成作業をスムーズに進めるため、あらかじめ緑化計画書等の提出先に相談してください。事前相談にあたっては「案内図」、「計画図」、「現況図」、「公図の写し」、「現況写真」を用意してください。公図の写しについては、必要がない場合もありますので、提出先と相談してください。

総合設計制度の適用を受ける施設については、総合設計連絡協議会の開催前に、また東京都環境影響評価条例及び特定街区の適用を受ける施設については、早めに相談してください。

なお、緑化計画書等の提出及び事前相談等で来庁の際は、電話等で日時の打合せをお願いします。

(2) 緑化計画書の提出

- ① 建築基準法第6条による建築確認を受ける場合は、建築確認申請の前
- ② 同法第18条第2項による通知の前
- ③ ①②以外では、工事着手の前

(3) 緑化計画書の作成

緑化計画書（第2号様式）には、以下の書類を添付し、知事には正本1部、副本1部（写し可）を提出してください。

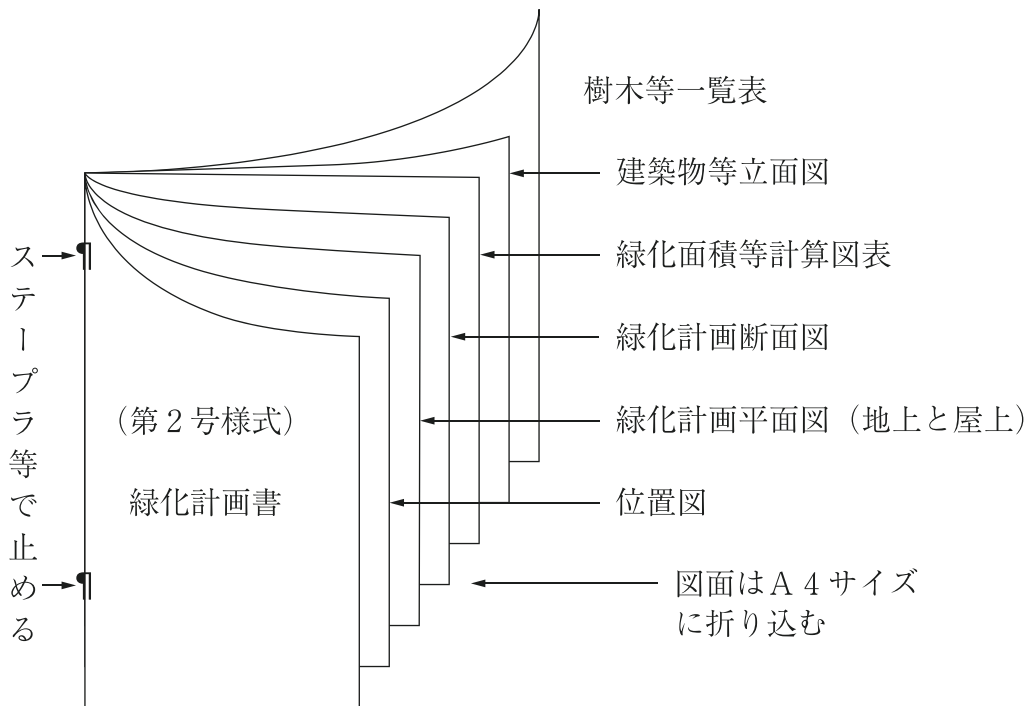
なお、以下の②～⑦の図書は兼ねても構いません。

緑化計画書の作成要領	
図書名	作成・記載方法
① 緑化計画書 (第2号様式)	33ページを参照 様式は、環境局ホームページ http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/green/sinseisyo/el/tebiki.htm からダウンロードできます。
② 位置図 (案内図)	区域の位置及び方位を表示し、規模に応じてわかりやすい縮尺にすること。 施設設置地を明示し、所在地を住居表示で記入すること。
③ 緑化計画平面図 (地上部及び建築物上) (例：36ページ)	敷地（土地）の利用形態がわかる平面図を用い、以下の内容で作成し、着色すること。 ア 敷地 敷地の境界は、赤色の実線で着色し囲むこと。 イ 建築物等 敷地内の建築物（既設・新設）は、黄色の実線で着色し囲むこと。

<p>③ 緑化計画平面図 (地上部及び 建築物上) (例：36ページ)</p>	<p>その他、工作物（擁壁・フェンス・塀等）がある場合は、構造及び位置を明示すること。</p> <p>ウ 緑地 緑地帯及び単独木（以下「緑地」という）の位置、樹木等の種類、本数及び高さを明示し、以下のとおり着色すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地上で既存の緑地は、緑色で着色すること。 • 地上で新たに設ける緑地は、黄緑色で着色すること。 • 建築物（屋上・壁面・ベランダ等）上の緑地で固定式植栽基盤の樹木は、緑色で着色すること。 • 建築物（屋上・壁面・ベランダ等）上の緑地で可動式植栽基盤（植栽柵、プランター等で、容量100ℓ以上のもの）及び樹木以外の芝、草花などは、緑色の実線で囲み斜め実線で着色すること。
<p>④ 緑化計画断面図 (例：37、38ページ)</p>	<p>緑化計画平面図の中の接道部及び敷地境界の構造を以下の内容で作成すること。また、断面の箇所は必要に応じ、各方位ごとに各1箇所以上の断面を図示すること。</p> <p>ア 地上の緑地は、当該断面部の植栽状況（樹種及び高さ）を図示し、接道部等の高低差及びフェンス・塀を設置する場合は構造及び高さを示すこと。</p> <p>イ 建築物上（屋上・壁面・ベランダ等）の緑地は、建築物の断面を図示し、以下の内容を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 屋上緑化の場合は、屋上（屋根部分）の構造及び盛土厚を示し、構造が違う場合はすべてを図示すること。 • 壁面緑化の場合は、壁面の構造及び壁面緑化の高さを示し、構造が違うものすべてを図示すること。 • ベランダ等（ルーフバルコニー、ルーフテラス等）の緑化の場合は、構造及び盛土厚を示し、構造が違うものすべてを図示すること。
<p>⑤ 緑化面積等 計算図表 (例：39、40ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 緑化計画平面図の中の緑地を求積した図面で、緑地面積等計算図の余白に敷地面積、緑地面積、接道部長さ、接道部緑化長さ、建築面積、屋上面積等を記入すること。 • 同じ計算図の中に求積表を掲載しても構わない。 • 面積の算定方法は、三斜求積を基本とし、CADによる座標求積でもよい。
<p>⑥ 建築物等立面図 及び屋上平面図 (例：41ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 立面図は、建築物の形状がわかるもの。（2面以上） • 屋上平面図は、屋上の形状がわかるもの。

<p>⑦ 樹木等一覧表 (別紙)</p> <p>(例：42ページ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地上部では、樹木（高木・中木・低木）の種類、高さ及び本数（低木については株数でも可）を記入し、既存及び移植樹木がある場合は、明示すること。 • 建築物上の屋上では、樹木及び芝・草花等の種類、高さ、本数（株数）及び面積を記入すること。 • 建築物上の壁面・ベランダ等では、樹木及び芝・草本類の種類、高さ（壁面でツル植物による緑化で補助資材を用いる場合は、補助資材の高さ）、本数・株数及び面積（壁面の場合は緑化する面積）を記入すること。
---	--

◎ 緑化計画書（一式）の綴じ方



※ 正本、副本とも同じ要領で作成してください。

(4) 緑化計画書の確認

緑化計画書の計画内容等を審査、確認した後、受付印を押して「緑化計画書（副本）」を交付します。

(5) 緑化計画の変更

「緑化計画書（一式）」を提出した後で、緑化計画を変更しようとする時は、あらかじめ担当者に連絡のうえ、変更内容の相談を行い、変更手続きを行ってください。

変更の手続きが必要な場合は、以下の場合です。

変更の手続きが必要となる場合〔いずれかに該当する場合〕

- 1 事業者が変わる場合
- 2 敷地面積が変わる場合
- 3 緑化面積の変更及び接道部緑化延長が減少する場合

※ 上記の場合は、「緑化計画書（第2号様式）」の表題に変更と朱色で記入して変更となる関連する図書を作成し提出してください。

なお、図面の提出もしくは、緑化完了書提出時に報告等により手続きを省略することもあります。

（6）緑化完了書の提出

緑化計画書を提出した施設の緑化が完了したときは、直ちに「緑化完了書」（第3号様式）を正・副各1部提出してください。

（7）緑化完了書の作成要領

緑化完了書（正）には、緑化完了平面図（緑化計画平面図に準じて作成し、写真の撮影方向、写真番号を記入する。）及び完了写真を添付してください。緑化完了書（副）には、写真は不要です。

写真には、全ての緑地を撮影し接道部の緑化状況が確認できるよう、道路から撮影したものを必ず含め、また、屋上緑化等を行ったものについては施工中の写真も添付してください。図面等はA4サイズに折って左端を止めてください。

（8）緑化完了の確認

緑化の完了を確認した後に、受付印を押して「緑化完了書（副本）」を交付します。緑化完了の確認は、原則として「現場の完了検査」を行います。

5 緑化の基準

(1) 緑化面積の基準

① 地上部の緑化

敷地内の地上部では、次によって算出される面積（人工地盤上及び接道部の緑化面積を含む）以上を樹木により緑化してください。

なお、地上部での緑化が困難な特段の理由がある場合は、建築物上で樹木による緑化面積（固定式植栽基盤に限る）に振り替えることができます。

ア イ以外の施設

次のA又はBによって算出された面積のうち小さい方の面積以上

A：（敷地面積－建築面積）×0.2

B：{敷地面積－（敷地面積×建ぺい率*×0.8）}×0.2

*「建ぺい率」については、前出「2用語について」の(10)を参照してください。

イ 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区（地区整備計画が定められている区域に限る。）、高度利用地区もしくは特定街区内の建築物の敷地

次のCによって算出された面積以上

C：（敷地面積－建築面積）×0.3

※総合設計制度等（建築基準法第59条の2、第86条第1項から第4項まで又は第86条の2第1項から第3項）

※再開発等促進区（都市計画法第12条の5第3項）

※高度利用地区（都市計画法第8条第1項第3号）

※特定街区（都市計画法第8条第1項第4号）に規定するものをいう。

② 建築物上の緑化

建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）の緑化面積は、次によって算出される面積以上を樹木、芝、多年草等により緑化してください。

なお、建築物上の緑化が困難な特段の理由がある場合は、地上部で樹木による緑化に振り替えることができます。

ア イ以外の施設

次のDによって算出された面積以上

D：屋上の面積×0.2

イ 総合設計制度等又は再開発等促進区、高度利用地区もしくは特定街区内の建築物

次のEによって算出された面積以上

E：屋上の面積×0.3

*「屋上の面積」とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分の面積のうち、ソーラーパネル、空調等のビルの管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積とします。

(2) 接道部緑化の基準

敷地で、道路に接する部分の長さに、次の「接道部緑化基準（率）」を乗じて得た長さ以上を樹木により緑化してください。

$$\text{接道部緑化長さ} \geq \text{接道部長さ} \times \text{接道部緑化基準（率）}$$

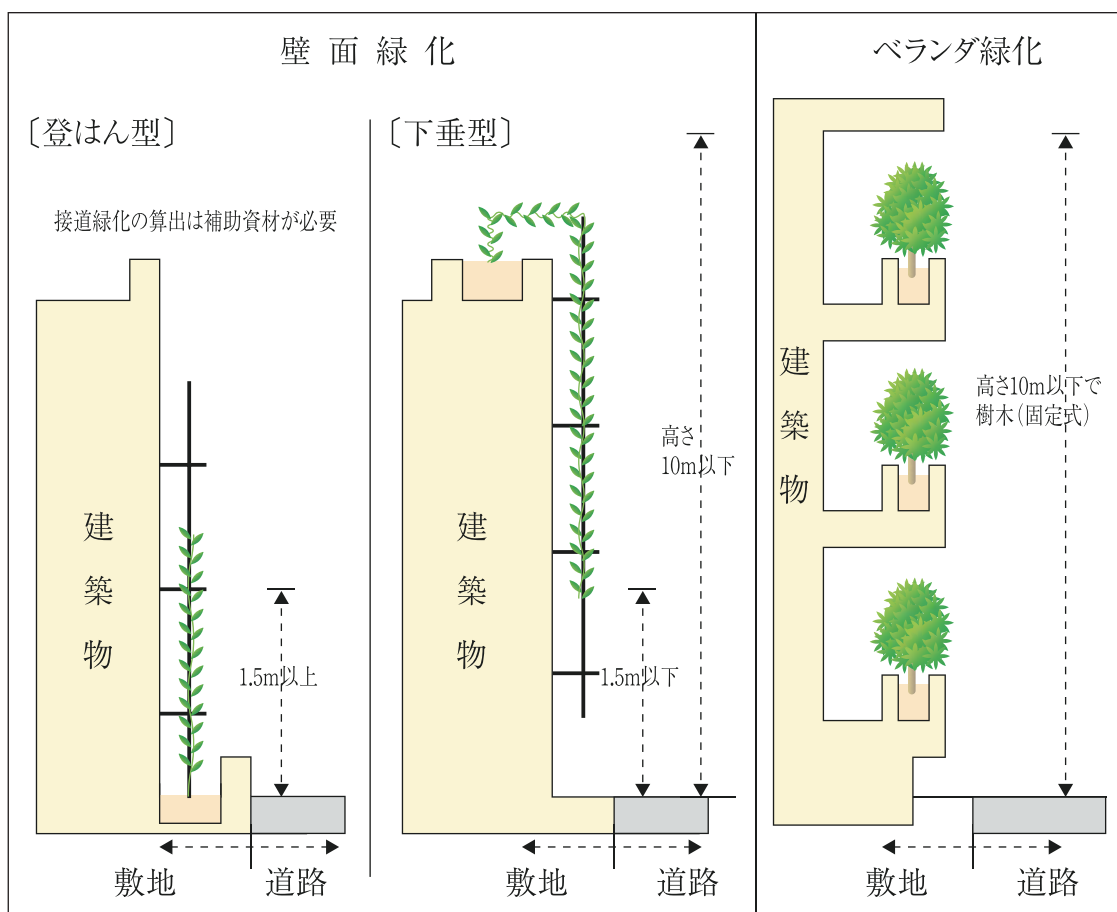
〔接道部緑化基準（率）〕

〔規則別表第三〕

敷地面積 施設の区分	敷地面積		3,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10,000m ² 以上 30,000m ² 未満	30,000m ² 以上
	1,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満			
住宅、 宿泊施設	$\frac{6}{10}$		$\frac{7}{10}$		$\frac{8}{10}$
屋外運動施設・屋外娯楽施設、 墓地、廃棄物等の処理施設	$\frac{7}{10}$			$\frac{8}{10}$	
工場、店舗、事務所、駐車 場、資材置場、作業場	$\frac{3}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{6}{10}$	$\frac{7}{10}$	
庁舎、学校、医療施設、 福祉施設、集会施設	$\frac{6}{10}$	$\frac{7}{10}$			$\frac{8}{10}$
上記以外の施設	$\frac{3}{10}$	$\frac{6}{10}$		$\frac{7}{10}$	

- 備考**
- 住宅とは、共同住宅（廊下、階段及び壁を二戸以上で共用する住宅をいう。）、長屋又は一戸の敷地が千平方メートル以上のその他の住宅をいう。
 - 区分の適用に当たっては、一階部分における主たる用途によることとする。

なお、地上部からの高さが10m以下において、道路に接する壁面にツル植物による緑化（将来的に目の高さ（1.5m）の壁面部分まで緑化されること。）又は、ベランダに樹木による緑化（樹木は道路から見えていること。）を行った場合は、重複部分を除いて、接道部緑化長さに加えることができます。



(3) その他

- ① 樹木の植栽は、10m²あたり高木1本、中木2本及び低木3本以上を植栽することを標準とします。※低木は、1本の枝葉の広がり直径60cm以上のものとし、60cmに満たない場合は、複数本を寄せ植えして60cm以上確保すること。
- ② 生け垣は、樹冠が重なる(30cm間隔)ように植栽し、緑量を増す高木を植栽してください。
- ③ 接道部の植栽基盤の縁石などの高さは極力低くし、40cmを超えないようにしてください。

6 緑化面積及び緑化する接道部の長さの算出

(1) 緑化面積の算出

① 地上部の緑化面積

以下のそれぞれの計算方法により合算した面積を、緑化面積とします。ただし、樹冠が重なる部分の二重算定はできません。

ア 樹木による緑化

縁石等で区画された土地を緑化面積とします。ただし、区画された土地からはみ出た樹冠の部分や樹木と一体をなす樹木以外の植物や池の面積を含めることができます。

イ 生け垣

生け垣の長さに幅を乗じた面積を緑化面積とします。ただし、生け垣の幅は、0.6mとして算出し緑化面積とします。

ウ 単独木

(ア) 高木

樹冠投影面積を緑化面積とします。ただし、高木1本（植栽時に高さ2m以上）当たり 3m^2 と算出できます。また、高さが3mを超える高木は、その高さの7割を直径とする円の面積を緑化面積として算出できます。

(イ) 中木

中木1本（植栽時に高さ1.2m以上）当たり 2m^2 と算出できます。

(ウ) 低木

枝葉の広がり直径60cm以上あるもの1本（植栽時に高さ0.3m以上）当たり 1m^2 と算出できます。

ただし、枝葉の広がり直径60cmに満たない場合は、低木（2～8本程度）を寄せ植えして枝葉の広がり60cm以上（植栽時に高さ0.3m以上）に植栽することにより、 1m^2 として面積算出できます。

② 建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）の緑化面積

樹木、芝、多年草等を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とします。ただし、植栽基盤からはみ出た樹冠の部分や樹木と一体をなす池の面積を含めることができます。

なお、可動式植栽基盤（植栽柵）の容量は100ℓ以上のものを算出対象とします。

ア 屋上

屋上とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいう。

(ア) 建築物とは、建築基準法第2条第1項及び第2項でいう「建築物及び特殊建築物」をいいます。

(イ) 屋根部分で人の出入りが可能とは、エレベーター、階段（ステップ型）や平面フロアにより、人が行き来できることをいいます。

ただし、梯子で昇り降りする屋上は対象外とします。

◎ 屋上の面積

屋上とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分をいいます。

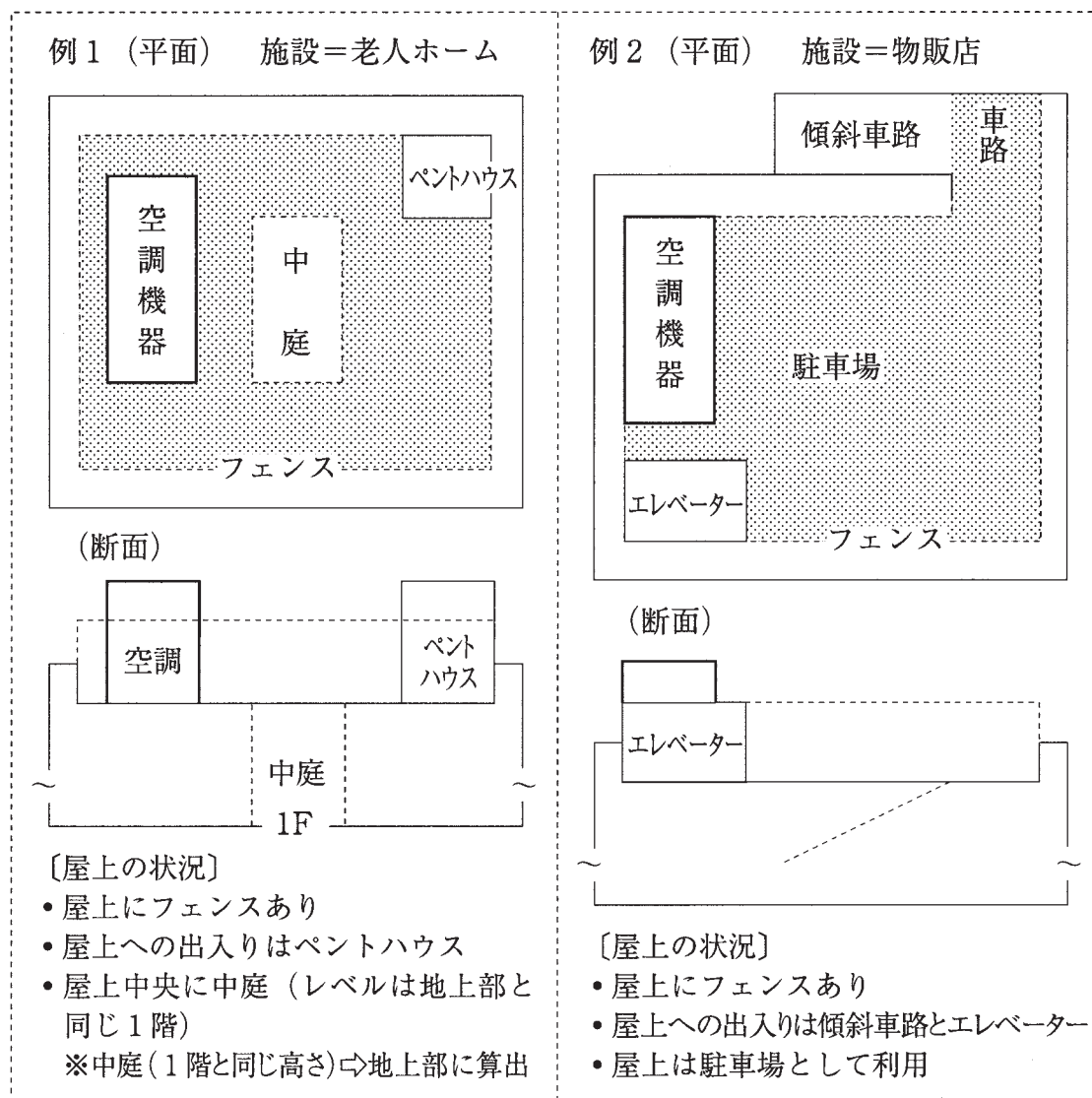
屋上の面積とは、上記の屋上（建築物の屋根部分）の面積をいい、そのうち、ソーラーパネル、空調等のビルの管理に必要な施設の設置のために緑化が困難な部分を除いた面積とします。

- 屋上の内側を利用可能な部分とします。
- 屋上の屋根部分が、ルーフバルコニー・ルーフテラス等の個人専用の場合でも屋上の面積に算出されます。
- 屋上駐車場の場合は、車の傾斜車路部分を除いた部分が、屋上の面積に算出されます。

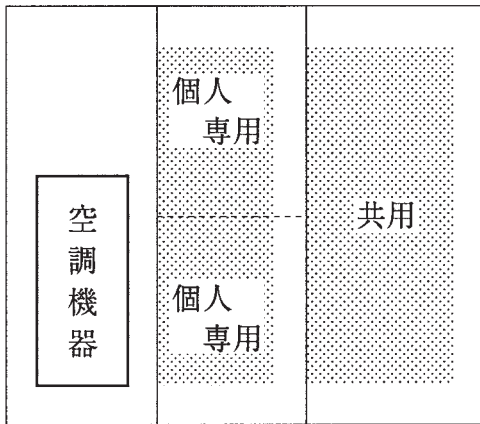
◎ 屋上面積の算出例

屋上の面積の算出にあつては、次の例に従い、屋上の面積を算出します。

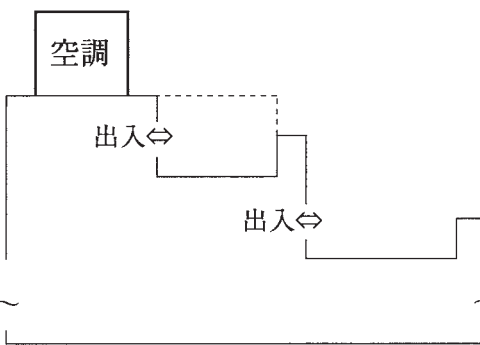
※ 面積の算出部分 



例3 (平面) 施設=共同住宅



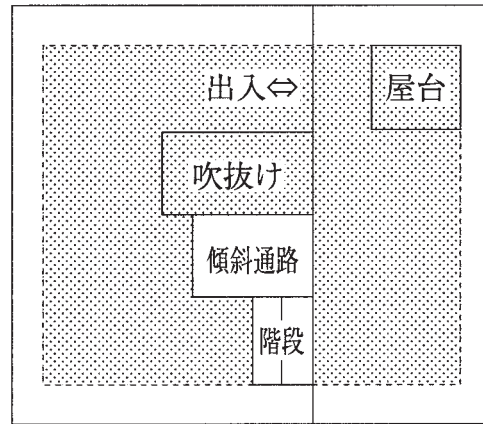
(断面)



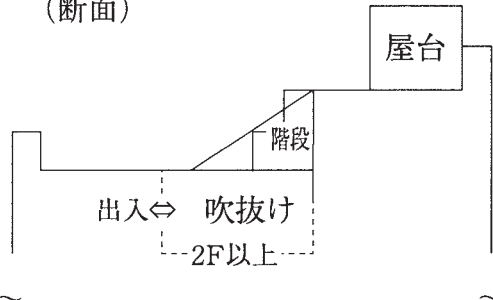
〔屋上の状況〕

- 屋上にフェンスなし
- 屋上への出入りは個人住宅及び共用スペースから
- 屋上は個人専用及び共用のテラスとして利用

例4 (平面) 施設=百貨店



(断面)



〔屋上の状況〕

- 屋上にフェンスあり
- 屋上への出入りは階段及びエレベーター
- 屋上は階段及び傾斜通路でつながっており、広場として利用し、屋上には、工作物（屋台等）、通路、階段及び中央に吹き抜けがあり、その高さは2階以上

イ 壁面

壁面とは、建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をいう。
(壁面の構造及びガラス、グリル等の有無は問わない。)

- **登はん型**
 - **補助資材あり**
壁面に設置された補助資材で覆われた面積を緑化面積と算出することができます。
 - **補助資材なし**
壁面脇の緑地帯から高さ1 m（植栽時に1 m未満の場合）として面積算出することができます。
ただし、植栽時にツル植物の長さが1 mを超える場合は、その長さとしします。
- **下垂型**
 - **補助資材あり**
壁面に設置された補助資材で覆われた面積とし、下垂高さは10 m以内（1箇所につき）までを面積算出することができます。
 - **補助資材なし**
壁面脇の緑地帯又は植栽鉢（容量100 ℓ以上）から高さ1 m（植栽時に1 m未満の場合）として面積算出することができます。
ただし、植栽時にツル植物の長さが1 mを超える場合は、その長さとしします。

ウ ベランダ等

ベランダ等とは、建築物の側面で外部に突出又は外部と一体となった構造をもち、室内や廊下等から人が出入りできる部分をいう。
(構造の類似するバルコニー・テラス等も含む。)

- **固定式植栽基盤による面積の算出（建築物本体に固定された植栽基盤）**
 - 樹木による場合は、植栽基盤の面積又は樹木の樹冠投影面積によります。
(ただし、樹冠の重なる部分の二重算定はできません。)
 - 樹木以外による場合は、植栽基盤の面積によります。
(ただし、パーゴラ等を設置し、ツル植物等により草屋根状にした場合は、その草屋根部分を面積として算出できます。)
- **可動式植栽基盤による面積の算出（植栽鉢、プランター等で容量100 ℓ以上）**
 - 樹木による場合は、植栽基盤の面積又は、樹木の樹冠投影面積によります。
(ただし、樹冠の重なる部分の二重算出はできません。)
 - 樹木以外による場合は、植栽基盤の面積によります。

(2) 接道部緑化の長さの算出

接道部緑化の長さは、樹木で緑化された長さとし、次の事項ごとに算出した長さを合算してください。ただし、重複部分の長さは差し引きます。

接道部の長さ

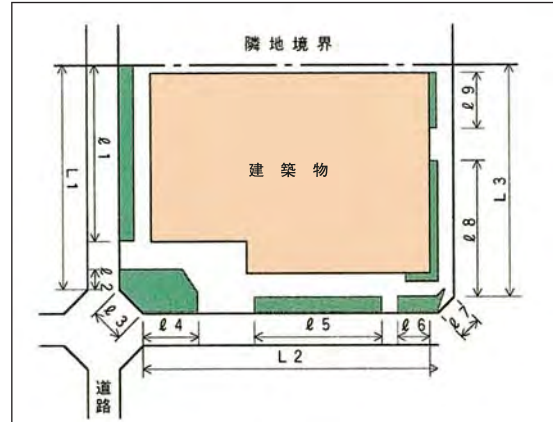
$$L = L1 + L2 + L3 + l3 + l7$$

接道部緑化の長さ

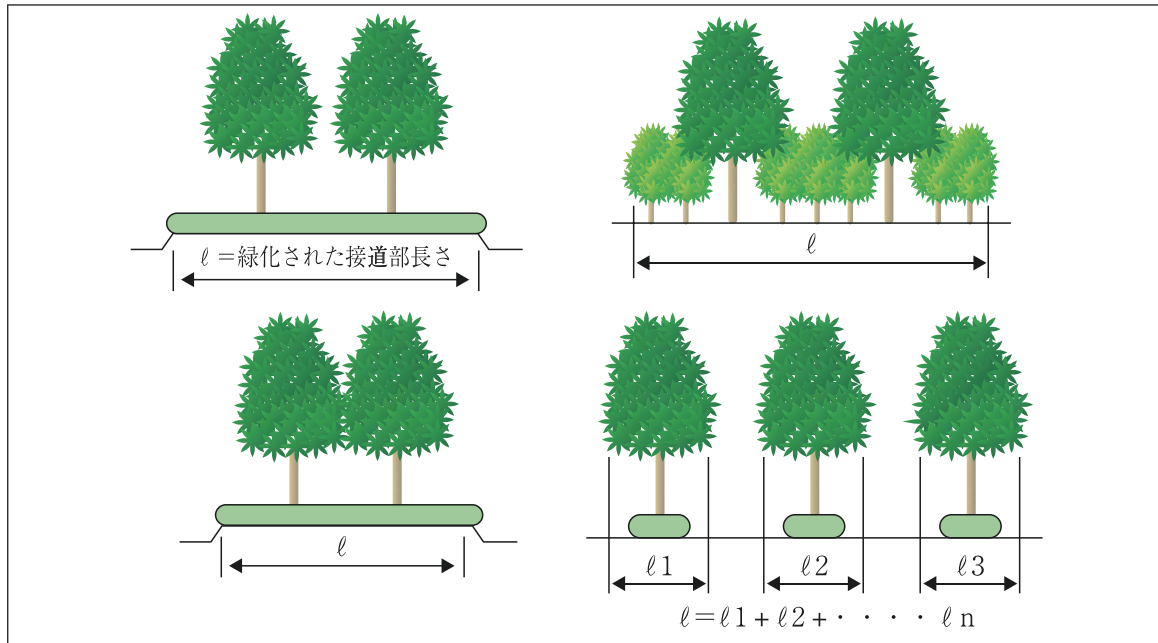
$$l = l1 + l2 + \dots + l8 + l9$$

接道部緑化率

$$l / L$$

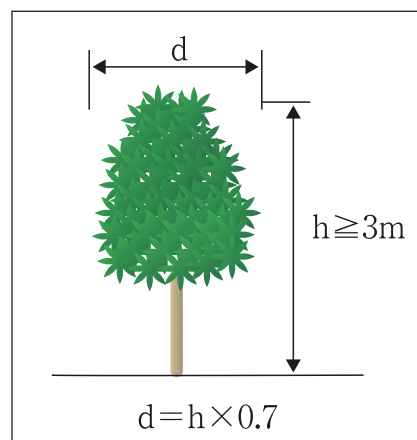


- ① 緑地及び生け垣は、その長さです。ただし、高木の樹冠が緑地をはみ出るときは、その長さを含めることができます。
また原則として、低木のみでは、接道部緑化として認められません。



- ② 単独木の場合は、道路に面した樹木の樹冠径が長さとなります。

なお、中木及び高木については、1本あたりの長さ2mとして計算できます。また、樹高が3mを超えるものについては、その高さの7割を接道部緑化の長さとして算出することができます。ただし、樹冠が重複する部分は、除いて算出してください。



- ③ 地上部からの高さが10m以下で、道路に接する壁面にツル植物による緑化（将来的に目の高さ（1.5m）の壁面部分まで緑化されること。）を行った場合又は、ベランダに樹木による緑化（樹木は道路から見えていること。）を行った場合は、重複部分を除いて、接道部緑化長さに加えることができます。